

金属事業

企業年金にゆうす

2025 - No. 16

もくじ

第23回代議員会理事長挨拶（要旨）……………	2
2025年度資産運用方針……………	3
2025年度事業計画および予算の概要……………	4
資産運用立国実現プランに基づく アセットオーナー・プリンシプルについて……	6
行政実地監査の結果について……………	8



Morocco photo by. Tetsuo Ota (Best Inc.)

去る2月25日、東京金属事業健保会館で第23回代議員会が開催されました。

当日は、2025年度資産運用方針、2025年度事業計画および予算案などを中心に審議が行われ、提出議案の全てについて全会一致をもって議決承認されました。

また、去る1月29日に行われた厚生労働省による実地監査の結果、国が推し進めている資産運用立国実現プランに基づき策定された「アセットオーナー・プリンシプル」を巡る経緯と現状などについて報告が行われました。

本号では、これら第23回代議員会で議決承認された議題と報告事項の概要をお知らせいたします。

第23回代議員会 理事長挨拶（要旨）

本日は、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃より当基金の事業運営に格別のご理解とご支援を賜っており、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

長らく居座った寒波も去り、ようやく春の兆しを感じる今日この頃ですが、この時期、ピークは越えたものの、まだインフルエンザが流行っているようでございます。また、今年も平年を上回る飛散量が予想されており、花粉症の方にとっては大変つらい季節となります。

皆様には、くれぐれも体調管理にご留意いただき、引き続き、当基金の事業運営にお力添え賜りますようお願い申し上げます。

さて、2024年度も残すところあと一月余りとなりました。2024年度の資産運用につきましては、1月末で4%強と順調に推移してきたところですが、足元ではトランプ政権の関税強化策に対する警戒感から不透明感が高まっております。

市場関係者ではトランプ大統領の言動が最大の市場リスクと言われており、この先、第1次トランプ政権下で繰り広げられた米中貿易戦争のような市場の混乱を招く出来事が生じることなく、無事に年度末をやり過ごせることを切に願っているところです。

本日は、2025年度の資産運用方針や予算案を中心にご審議いただくこととしておりますが、2025年度は、基金設立から2回目の財政再計算を迎えることとなります。

2023年度決算段階での積立比率は「1.12」、金額ベースでは「6億円」の剰余を有しており、このまま足元の水準で着地できれば、今年度、されに剰余を積み増すことができるものと見込んでおりますが、それに安住することなく、2025年度においては、引き続き堅実な資産運用に努めることとしており、その方針についてお諮りしたいと考えております。

また、国の資産運用立国実現プランに基づく「アセットオーナー・プリンシプル」といった聞き慣れない行動規範が昨年内閣官房において策定されております。その中で企業年金はアセットオーナーと位置づけられ、当該規範に沿った行動が求められておりますことから、これを巡る経緯と現状などについても報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、本日が活発な議論の下、有意義な会議となりますことを祈念いたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

2025年度 資産運用方針

第23回代議員会において、以下の2025年度資産運用方針が議決承認されました。

1 パッシブ資産

2025年度は米トランプ政権の政策が景気の下押し要因となる可能性はあるものの、米欧の利下げにより世界経済は緩やかな景気拡大が続き、内外株式は中長期的な上昇基調が継続するものと予想されている。また、内外金利差の縮小によるヘッジコストの低下からヘッジ外債の収益回復も見込まれるところ。こうした見通しを踏まえ、2025年度は、2023年1月に改定した基本ポートフォリオに基づき運用を継続することとする。なお、2025年度は2回目の財政再計算を迎えるため、運用環境の急激な変化によって年金資産が大きく棄損することのないよう、金利や為替の動き如何によっては、基本ポートフォリオにおける許容乖離幅の枠内で資産間のウェイト調整を行うなど、より機動的な運用を行うこととする。

基本ポートフォリオ

	国内債券	外国債券	ヘッジ外債	国内株式	外国株式	短期資産
配分割合	5%	11%	45%	13%	23%	3%
許容乖離幅	±2%	±3%	±4%	±3%	±4%	±3%

2 オルタナティブ資産

2025年度においては、2022年の資産運用委員会における附帯決議を踏まえ、引き続き2本のマルチアセットによる運用を継続することとする。

3 一般勘定

一般勘定については、別途積立金相当として別枠で管理運用しており、2025年度においては、引き続き資産を保全する観点から、現在の資産規模(4.0億円)による運用を継続することとする。

参考

各運用機関の市場見通し ※各社とも2025年1月時点における見通しであり、予想値は予想レンジの中央値である。

	2024年12月31日(実績)	運用機関	2025年3月末(予想)	2026年3月末予想
国内債券 (10年)	1.090%	三井住友信託	1.15%	1.30%
		第一生命	1.25%	1.50%
		りそな銀行	1.30%	1.50%
		日本生命	1.20%	1.20%
日経平均	39,894.54円	三井住友信託	40,000円	41,600円
		第一生命	40,500円	42,500円
		りそな銀行	38,300円	41,200円
		日本生命	39,500円	42,000円
外国債券 (米国10年)	4.56%	三井住友信託	4.60%	4.30%
		第一生命	4.50%	4.25%
		りそな銀行	4.60%	4.30%
		日本生命	4.20%	3.90%
外国株式 (NYダウ)	42,544.22ドル	三井住友信託	43,500ドル	46,400ドル
		第一生命	43,500ドル	47,000ドル
		りそな銀行	44,100ドル	47,000ドル
		日本生命	44,300ドル	48,400ドル
為替 (ドル円)	157.16円	三井住友信託	155円	151円
		第一生命	155円	145円
		りそな銀行	156円	152円
		日本生命	151円	148円

第23回代議員会において、2025年度事業計画および予算が全会一致をもって議決承認されました。

2025年度事業計画および予算の概要

2025年度においては、「基本ポートフォリオに基づく効率的な資産運用」、「財政再計算を見据えたより機動的な資産運用」、「加入事業所の適用拡大」などを事業計画上の重点事項とし、これらの実施に伴う所要の経費を計上しております。

2025年度事業計画（重点事項）

事項	内容
運用関係	<ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオに基づく効率的な資産運用 財政再計算を見据えたより機動的な資産運用
業務関係	<ul style="list-style-type: none"> 加入事業所の適用拡大
その他	<ul style="list-style-type: none"> 仮想個人勘定残高および年金見込額の提供による加入者サービスの向上

業務経理

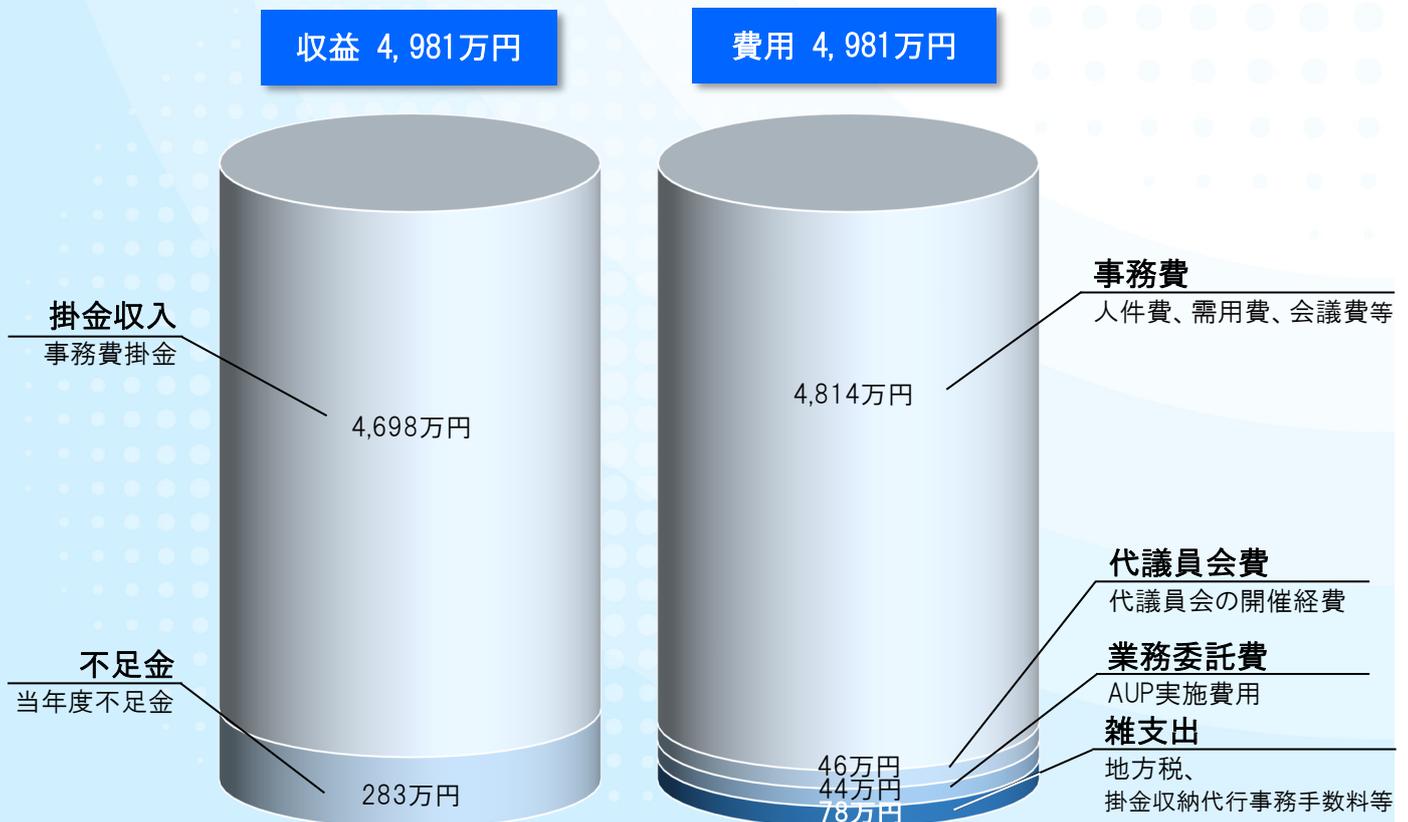
業務経理は、基金の事業運営に要する事務費、代議員会に係る経費などを管理する会計です。

業務経理では、各経費について直近の執行実績を基に推計し、一部の経費については予算不足に伴う流用が生じないように一定の安全率を織り込んで予算計上しております。

収益勘定では、事務費掛金収入4,698万円を計上しております。

一方、費用勘定では、人件費、需用費、会議費等の事務費4,814万円、代議員会費46万円、AUP実施費用44万円、このほか地方税等の雑支出78万円をそれぞれ計上しています。

この結果、2025年度予算においては283万円の当年度不足金を計上しております。



〈注〉四捨五入の関係から、内訳の合計は必ずしも予算合計と一致しません。

年金経理

年金経理は、掛金収入や資産の運用による運用収益、年金・一時金の給付費などを管理する会計です。

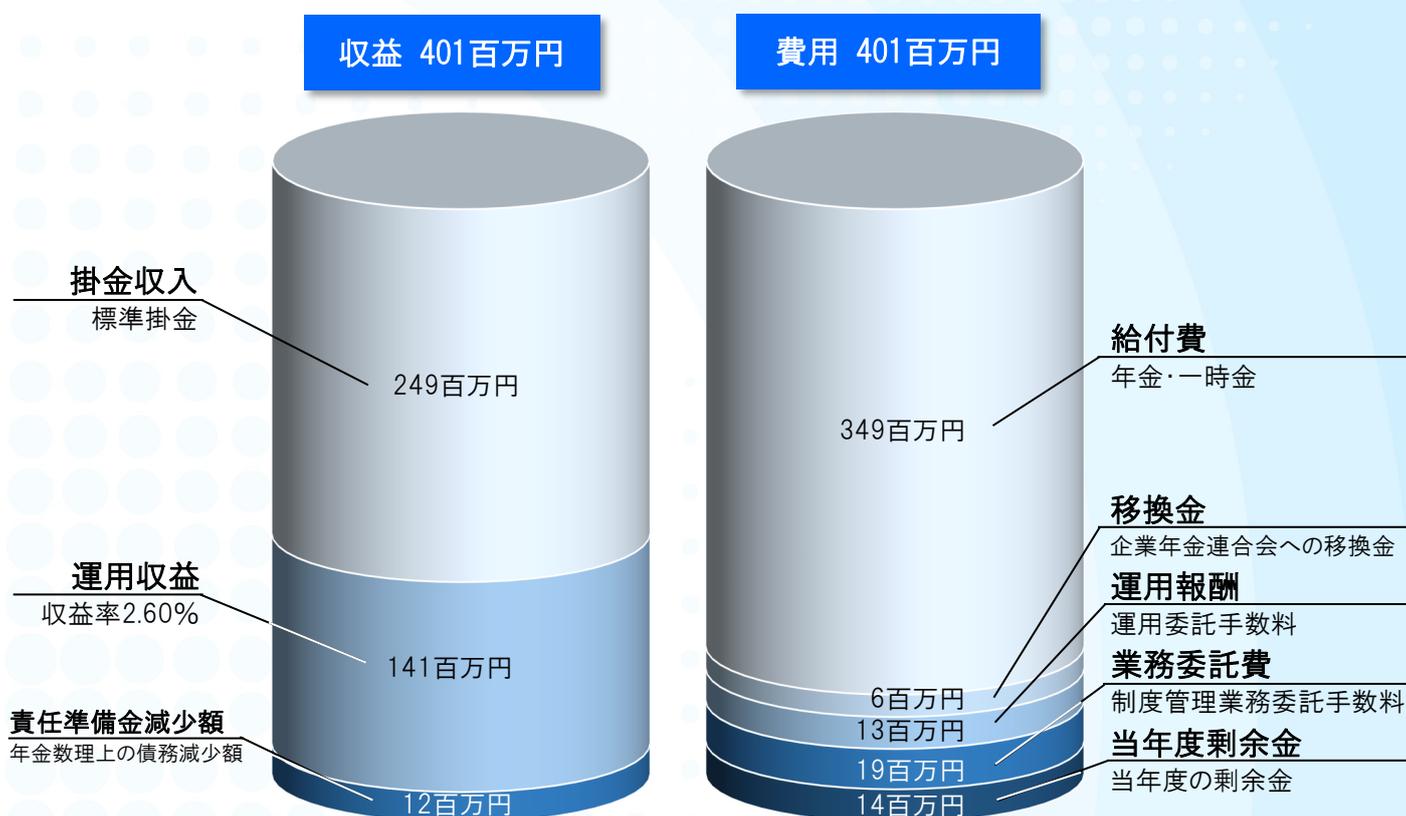
年金経理の基礎係数は下の表のとおりです。新規加入率、脱退率については、過去の実績を踏まえ、それぞれ7.70%、6.30%と推計しており、これにより平均加入者数は4,350人と見込んでおります。一方、受給者数は対前年度約▲50人の523人と見込んでおります。なお、資産運用の収益率については、パッシブ資産の基本ポートフォリオにおける期待収益率等を基に2.60%としています。

収益勘定では、標準掛金による掛金収入を249百万円、運用収益はパッシブ資産の基本ポートフォリオの期待収益率等に基づく2.60%相当の収益として141百万円計上しています。

このほか、責任準備金減少額を12百万円を計上しています。なお、責任準備金減少額は実際のキャッシュフローを伴わない数理上の収益科目です。

一方、費用勘定では、年金・一時金の給付費349百万円、短期脱退者にかかる企業年金連合会への原資移換金6百万円、運用報酬13百万円、制度管理にかかる業務委託費19百万円をそれぞれ計上しています。

これらの結果、2025年度予算においては約14百万円の当年度剰余金を計上し、収支相償うこととしています。



(注)四捨五入の関係から、内訳の合計は必ずしも予算合計と一致しません。

項目	基礎係数	内容
新規加入率	7.70%	新規加入見込者数330人÷前年度未加入者数4,279人=7.70%
脱退率	6.30%	脱退見込者数270人÷前年度未加入者数4,279人=6.30%
平均加入者数	4,350人	当年度延年間加入者数52,200人÷12ヶ月=4,350人
受給者数	523人	前年度未受給者数571人+新規受給者数36人-失権者数84人(78人(期間満了)+6人(死亡))=523人
収益率	2.60%	パッシブ資産(2.70%×0.8)+(オルタナティブ資産3.0%×0.1)+(一般勘定0.5%×0.1)≒2.60%

資産運用立国実現プランに基づくアセットオーナー・プリンシプルについて

※principle:原理、原則

政府の「資産運用立国実現プラン」に基づき、昨年8月、内閣官房において、企業年金を含むアセットオーナー（資産保有者）が受益者等の最善の利益を勘案してその資産を運用する責任を果たしていく上で有用とされる「アセットオーナー・プリンシプル」が策定されました。

運用の目的や運用目標、運用方針の策定など当該プリンシプルで定められている5つの原則は、企業年金（DB）では既に組み込まれているもので、特に目新しいものではありませんが、政府は、企業年金をはじめとするアセットオーナーに対して当該プリンシプルの受入れを要請しています。本号では、このアセットオーナー・プリンシプルを巡る経緯とその概要等についてお知らせいたします。

1 アセットオーナー・プリンシプル策定の経緯

前岸田政権においては、「資産所得倍増プラン」や「資産運用立国実現プラン」の名の下、国内の家計金融資産2,115兆円（2023年6月末時点）の半分以上を占める現預金が株式等の投資に向かい、それによる企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで更なる投資につなげ、家計金融資産所得を増やしていくという「成長と分配の好循環」（いわゆる「新しい資本主義」）を実現させるための施策を推進してきたところです。

その一環として、NISAの非課税限度額の拡充・非課税保有期間の恒久化や、iDecoの拠出限度額引上げ・加入年齢の引上げ等の措置が講じられてきたところですが、「資産運用立国実現プラン」においては、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド、資産運用を行う学校法人などの「アセットオーナー」も資金の流れの創出に向けて機能を発揮することが重要であるとされ、これに伴い、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則である「アセットオーナー・プリンシプル」が2024年8月28日「新しい資本主義実現本部事務局」（内閣官房）において取りまとめられたところです。

▶▶ アセットオーナー・プリンシプル策定までの経緯



2 アセットオーナー・プリンシプルの法的位置づけと受入れ表明手続き

アセットオーナー・プリンシプルは法令やガイドラインと異なる性質のものであり、あくまで企業年金（DB）等の自主的な取組として受け入れることが期待されているものです。当該プリンシプルを受け入れる場合は、基金のホームページ上で受入れ表明を行った上、アセットオーナー名（基金名）等を厚生労働省を経由して内閣官房に登録することとされています。



法的位置づけ

- アセットオーナー・プリンシプルは、アセットオーナーの範囲が「公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド、資産運用を行う学校法人」など幅広いことを踏まえ、アセットオーナーが取るべき行動について詳細に規定する細則主義（ルールベース・アプローチ）ではなく、アセットオーナー共通の原則を定めて、それに対する受入れを求める原則主義（プリンシプルベース・アプローチ）を採用しています。
- 受け入れに際しては、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用し、各原則について実施（コンプライ）するか、実施しない場合はその理由を釈明（エクスプレイン）することとされています。
- アセットオーナー・プリンシプルは法的拘束力を持たず、アセットオーナーに対し一律に対応を求めるものではないとされています。（ゆえに罰則や行政指導（監査）の対象とならない）



受入れ表明手続き

- アセットオーナー・プリンシプルの受入れを表明する際は、内閣官房ウェブサイトに掲載のExcel様式に
・アセットオーナー名
・法人番号
・受入れ表明を行ったウェブサイトのアドレス（URL）
・担当者氏名、担当者の連絡先
を入力の上、
厚生労働省専用アドレス
（asset_owner_principles@mhlw.go.jp）に送付することとされています。
- 本年1月末時点の受入れ状況は、全国11,794件の企業年金（DB）のうち、受入れを表明している企業年金（DB）は31件（割合にして0.26%）となっています。

3

アセットオーナー・プリンシプルにおける原則と企業年金の視点から見た現状

「アセットオーナー・プリンシプル」で定められている5つの原則と企業年金(DB)の視点から見た現状は次のとおりです。全ての原則について対応済となっております。

原則1 運用目的・目標・方針の策定

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

現状と
対応

DB法等で運用目的、運用目標、政策的資産構成割合を定める運用の基本方針の策定が義務付けられており、それに沿った運用が行われている。

原則2 人材確保等の体制整備

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

現状と
対応

ガイドライン等で運用責任者の自己研鑽の努力義務や外部運用コンサルタントの活用は明文化されており、また、企業年金連合会の研修や制度面を熟知した総幹事会社等の活用により知見の補充等は図っている。

原則3 運用方法の選択・委託先の選定

アセットオーナーは、運用目標実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用の方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

現状と
対応

DB法等で忠実義務、分散投資義務、利益相反行為の禁止が明文化されている。

原則4 運用状況に係る情報提供

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

現状と
対応

DB法等で運用実績を含む業務概況の周知が義務付けられている。

原則5 スチュワードシップ活動

アセットオーナーは、受益者のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

現状と
対応

運用委託先からのモニタリングにより対応している。

4

当基金の対応方針

アセットオーナー・プリンシプルの受入れを表明することで基金の運用が改善するものではなく、特にメリットはありません。他方、受入れないことで行政による罰則や指導が行われるものではないため、特段のデメリットもありませんが、政府は、内閣官房のウェブサイトでも月1回程度受入れ状況を一覧で公表するとしており、今後、受入れ圧力を強めてくることも考えられます。

アセットオーナー・プリンシプルが策定・公表されて以降、受入れ表明を少しでも早く行うのが先進的だと言わんばかりの新聞報道も散見されますが、原則4で示されている「運用状況に係る情報提供」に係る施策(運用結果を他社・他基金と比較できるようにするための見える化(情報開示))については、資産運用立国実現プランにおいて、「厚生労働省が情報を集約し公表することを含めて、次期年金制度改正に関する結論と併せて(2024年度末)、結論を得る」としており、現時点で詳細が不明であるため、当基金としては、次期年金制度改正において具体的な内容が見えた段階で他基金の動向なども踏まえ判断していくこととしております。

◆◆◆ 行政実地監査の結果について ◆◆◆

去る1月29日、確定給付企業年金法第101条の規定に基づく厚生労働省による実地監査^(注)がありました。当日は以下の事項を中心に事業全般にわたる監査が行われ、その結果、規約で規定する代議員定数22名のうち欠員となっている6名についてその解消に努めるよう指摘があり、そのほかについては、適切な事務遂行が認められるとの監査結果を得ております。

● 適用状況	▶▶▶ 実施事業所の適用状況
● 加入者に関する事項	▶▶▶ 加入者の適用状況、加入者原簿の整備状況、資格喪失者に対する資産移換先の周知状況
● 給付に関する事項	▶▶▶ 年金・一時金の裁定状況、年金未請求者対策の取組状況、過払債権の管理状況
● 掛金に関する事項	▶▶▶ 掛金の収納状況
● 規約に関する事項	▶▶▶ 規約原簿の整備状況、規約と規約で引用する労働協約等との整合性の確認状況
● 財務及び会計に関する事項	▶▶▶ 出納担当者の業務及び責任の範囲、経理の執行状況、各種計算書・帳簿等の適正性
● 業務概況の周知状況	▶▶▶ 加入者及び受給権者に対する基金の業務概況の周知状況
● 資産運用に関する事項	▶▶▶ 運用基本方針・ガイドライン・基本ポートフォリオの策定状況。資産運用委員会の実施状況
● 代議員及び理事等に関する事項	▶▶▶ 代議員等の定数と現在数及び欠員数の状況、代議員会の開催状況、監事監査の実施状況
● 会計の正確性に関する事項	▶▶▶ 会計監査又はAUPの実施状況
● 年金数理人の所見に関する事項	▶▶▶ 年金数理人の所見に対する対応状況
● 福祉事業に関する事項	▶▶▶ 福祉施設の保有状況
● 個人情報の保護及び特定個人情報の取り扱いに関する事項	▶▶▶ 個人情報や特定個人情報の保護に係る管理体制の状況

(注)通常4～5年に1回行われる監査。

なお、監査当日、当基金では、代議員の欠員に関して「引き続き解消に向け努力はする。ただし、代議員の選任は相手のある話であり、行政からの指摘があったからと言って直ちに改善できるものではない」旨を応酬し、加えて、消費生活協同組合や事業協同組合など構成員や事業目的が異なる他制度の総代会における総代の定数を引用しただけで、総合型基金の実態が全く考慮されていない現行基準について、以下のように見直すよう要望書を手交したところです。

▶ 現行の基準

総合型基金	選定代議員 ⇒ 事業主の数の10分の1以上	事業主の数が500を超える場合は上限50人	(最大) 合計 100人
	互選代議員 ⇒ 選定代議員数と同数	互選代議員は選定代議員と同数なので結果的に上限50人	

《基準の引用元となった総代会》

制度	根拠法	総代の定数	総代の任期	備考
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	組合員の10分の1(上限100人)以上	3年以内	組合員500人以上の場合に総体会を設置可
商工会	商工会法	会員の10分の2(上限100)以上	3年以内で定款に定める	会員が200超の場合に総代会を設置可
事業協同組合 信用協同組合	中小企業等協同組合法	組合員の10分の1(上限100)以上	3年以内で定款に定める	組合員が200人超の場合に総代会を設置可

▶ 見直し



加入者の掛金負担のない基金については、選定代議員・互選代議員の2者構成を撤廃し、単に「代議員」とした上で、「代議員の定数は、事業主の数の10分の1以上、50人を上限に基金の実情に応じて定める」へ改める

企業年金基金概況

2025年2月末現在

実施事業所数	加入者数	受給者数	年金資産額
109社	4,288人	570人	5,513百万円

発行 金属事業企業年金基金

〒101-8571 東京都千代田区岩本町1-11-11 東京金属事業健保会館1階 ☎03-5829-4950

URL <http://www.kinzoku-pf.or.jp/>